

第 160 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 8 年 3 月 24 日（火）

14：00～15：00

場所：宮崎県庁 防災庁舎 5 階

防 51 号室

午後 2 時 00 分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第 160 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、県土整備部都市計画課課長補佐の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち、14 名の委員に御出席いただいております。これにより、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしますことをまず御報告させていただきます。

次に、本審議会の委員の御紹介をさせていただきます。お手元にお配りしている第 160 回宮崎県都市計画審議会委員名簿を御覧ください。本日の審議会では、都市計画区域マスタープランの改定に関する審議がございますので、専門委員会委員長の宮崎大学准教授・嶋本寛様に御出席いただいております。そのほかの委員の皆様の御紹介につきましては、委員名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきますと存じます。皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本審議会の資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、まず、会議次第、出席委員名簿、座席図でございます。次に、議案書でございますが、こちらは審議会に先立ち、委員の皆様に御送付をさせていただきました。本日は、この議案書の別添資料として、県内 6 圏域分の都市計画区域マスタープランの改定案を【議案書】別途資料 1 から 6 の計 6 部としてお配りしております。次に、資料 1 としまして各議案のパワーポイントスライド資料、資料 1 一別紙として A 3 判の「都市計画区域マスタープランの構成」をお配りしております。最後に、参考資料としまして、関係資料をとり込んだ青のドッチファイルと黄色のファイルもお配りしております。

本審議会の資料は以上となりますが、不足している資料等はないでしょうか。

なお、青のドッチファイルと黄色のファイルは、会終了後、回収をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしくお願いいたします。

○出口会長 皆さん、こんにちは。今日は 24 日ということで本当に年度の終わりですが、今日御審議いただきます都市計画区域マスタープランは、各市町が自分たちの地区のマスタープランを立てる基本となりますので、気がついたところ、また御意見等をよろしくお

願います。それから、今日は嶋本専門委員長、よろしく願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、議事進行をよろしく願います。

○出口会長 では、座って進めさせていただきます。

議事に入る前に、本審議会の議事録署名を行う委員を2名指名させていただきます。今回は、入江委員と山口委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。

それでは、本日の議事について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の出井でございます。本日の議事について御説明をさせていただきます。

お手元の会議次第を御覧ください。

まず、本日の議案でございますが、会議次第に記載のとおり、計7件ございます。都市計画区域マスタープランの変更に関する議案として議案第1号から第6号、宮崎広域都市計画道路の変更に関する議案として議案第7号となります。進め方としましては、まず、議案第1号から第6号の都市計画区域マスタープランの変更に関する議案を一括して御審議いただき、その後、議案第7号について御審議をお願いします。

○出口会長 今、事務局のほうからありました議事の進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○出口会長 ありがとうございます。では、今説明がありましたように、第1号から第6号議案について、事務局から説明をお願いいたします。よろしく願います。

○事務局 都市計画課計画担当の浅尾です。議案第1号から第6号になります。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、通称、「都市計画区域マスタープラン」の変更について御説明します。議案書は4ページから9ページになります。

本日の説明内容をスクリーンにお示ししております。まず、振り返りとして、1、都市計画区域マスタープランの概要、2、前回の御質問等に対する県の考え方、最後に、今回諮問する都市計画区域マスタープランの改定案について、県内全6圏域の主な改定内容を御説明し、委員の皆様にご内容を御審議いただきたいと考えております。なお、「都市計画区域マスタープラン」につきましては、以後の説明において「区域マス」と言い換えさせていただきます。

まず、区域マスについて御説明します。

区域マスは、おおむね 20 年後を想定した中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにするもので、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示すものになります。県の策定する上位計画であります宮崎県総合計画、都市計画に関する基本方針等の内容に適合するように定めます。なお、区域マスの基本的な方向性に沿って、市町の策定する市町マスタープランや個別の都市計画を定めます。市町マスタープランにつきまして、以後の説明において「市町マス」と言い換えさせていただきます。

区域マスの対象範囲について御説明します。

宮崎県では、26 市町村のうち 19 市町で赤線で示す 18 の都市計画区域の指定がなされていますが、北から東臼杵・西臼杵圏域、児湯圏域、中部圏域、西諸県圏域、北諸県圏域、南那珂圏域と、生活圏などを考慮した一体性のある 6 圏域に分け、それぞれに区域マスを策定しております。今回、この全 6 圏域の区域マスの改定を計画しております。

区域マスの構成について御説明します。

第 1 章では、基本的事項として、全県的な都市計画の目標、将来の都市構造について、第 2 章では、都市計画の目標として、圏域ごとの都市計画の課題、将来の方向性、都市活動の拠点について、第 3 章では、区域区分の決定の有無及び定める際の方針として、区域区分の有無の判断、判断理由、必要となる市街地の規模について、第 4 章では、主要な都市計画の決定方針として、県や市町が個別の都市計画を決定する際の方針、市町マスに反映させる都市計画の基本的な方針について、それぞれ記載しております。

今回の主な改定内容について御説明します。

今回の改定は、令和 5 年に終了した都市計画基礎調査の結果や、都市計画関連法令の改正等に対応するため、令和 4 年に改定した現行の区域マスを部分的に改定するものになります。主な改定内容として、区域区分の見直しに関する人口推計や産業動向などのデータと主要な都市計画の決定方針について、一部変更を行います。

次に、区域マスの構成と記載事項になります。こちらについては、別紙 A 3 用紙で資料をお配りしております。今回の主な改定箇所、変更・追加した項目について御説明します。

まず、中央下段にある第 3 章について、赤文字でお示ししておりますとおり、区域区分の見直しに関する人口、産業等のデータを時点修正します。また、右側にある各 4 章について、赤の囲い文字で記載している新たな施策等の方針を取り入れます。これについては、後ほど、3、都市計画区域マスタープランの改定案について御説明します。

最後に、これまでの改定スケジュールについて御説明します。

本日は、中段ピンクの赤枠で記載しております、都市計画審議会への諮問の段階となります。これまで3回の専門委員会で改定内容の調査検討を、2回の審議会において、段階に応じて改定案の報告を行い、それぞれ御意見をいただいたところであります。

以上が、区域マス改定の概要の説明となります。

○事務局 都市計画課計画担当の黒木です。次に、前回審議会でもいただいた御質問等について、県の回答及び方針をスライドを用いて御説明させていただきます。

第159回都市計画審議会でもいただいた主な御質問については、①区域マスの上位計画について。都市計画区域マスタープランの上位計画に当たる宮崎県の総合計画や、都市計画に関する基本方針について、それぞれの計画の期間や更新の時期、タイミングを教えてください。

②流域治水や事前復興の具現化について。流域治水や事前復興等の取組をより具現化するため、県が事業者や住民に向けた施策やバックアップを行っていく必要があると考えるが、どのように考えているか。

まず1つ目の御質問です。区域マスの上位計画である宮崎県の総合計画や都市計画に関する基本方針の、それぞれの計画の期間や更新の時期、タイミングについて。宮崎県の総合計画（未来みやざき創造プラン）については、平成23年に策定しており、計画策定から10年以上が経過したことから、令和5年に約20年後を見据えた長期ビジョンと4年間の実行計画となるアクションプランという二部構成に整理し、策定されております。

長期ビジョンについては、人口減少を含めて、情勢に合わせた長期ビジョンの一部見直し作業をしているところです。それに付随するアクションプランでは、実行計画を4年ごとに定めている現行のアクションプランが令和8年度までということで、次期アクションプランについて取り組むところです。

宮崎県総合計画と都市計画に関する基本方針のこれまでの変遷について青枠で囲っております。宮崎県の総合計画（未来みやざき創造プラン）については、先ほど御説明したとおり、平成23年に策定、令和5年に約20年後を見据えた長期ビジョンと4年間の実行計画となるアクションプランという、二部構成に整理し策定されております。

続いて、赤枠で囲っている区域マス直近の上位計画である都市計画に関する基本方針は、県勢の動向や、現行都市計画法を適用してきた過去の都市計画の歴史を踏まえながら、都市計画から見た、これからの本県の将来都市構造のあり方や、都市計画に関する基本的な考え方を示すために、平成16年に策定されました。改定が平成29年にされており、改定

時、平成 47 年（令和 17 年）を目標年次としており、区域マス同様に約 20 年後を見据えた計画となっております。

今回、区域マスの改定において、防災まちづくりや事前復興の考え方をより深く記載したことにより、区域マスがやや先行するような記載もあるため、都市計画に関する基本方針についても改定を検討してまいります。

次に、2 つ目の「流域治水や事前復興等の取組をより具現化するため、県が事業者や住民に向けた施策やバックアップを行う必要があると考えるが、どのようにしていこうと考えているか」という御質問については、流域治水については、特定都市河川の指定の動きがあり、指定後は、雨水浸透阻害行為の許可申請や、住民を交えた雨水対策等、様々な関係者が協働していく動きが出てくると考えています。

また、事前復興については、区域マスへの踏み込んだ記載をすることで、市町の都市マスの改定や防災指針等を更新する際に、事前復興まちづくりをより具体的にし、県全体で取り組んでいきたいと考えています。

次に、今回、区域マスに反映させる改定内容について御説明します。

スクリーンには再度、区域マスの構成と記載事項を示しています。

まず、今回の主な改定箇所の 1 つ目であり、中央下段にある第 3 章「区域区分の決定の有無及び定める際の方針」について御説明します。

改定内容を御説明する前に、区域区分（線引き制度）について、改めて概要を御説明します。

区域区分は、都市計画法第 7 条に規定されています。無秩序な市街化の防止、計画的な市街化のために、必要に応じて設定します。区域区分は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、市街化区域は、既に市街地を形成している区域と、おおむね 10 年以内に優先的に市街化を図る区域であります。また、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域になります。区域区分の必要性の判断、必要と判断した場合の規模の設定方針については、都市計画区域マスタープランに定めることとされており、宮崎県では第 3 章に記載しています。

それでは、今回の改定に伴う区域区分の有無について御説明します。

まず、宮崎県内の都市計画区域における区域区分の現在の状況であります。宮崎県内の 18 の都市計画区域のうち、赤と黄色の組合せで図示されている宮崎広域都市計画区域と日向延岡新産業都市計画区域の 2 つの区域のみが区域区分有りとしています。今回の改

定に伴う都市計画基礎調査の結果や、それに基づくおおむね10年後の人口、産業活動の将来推計、土地利用の動向等を踏まえ、区域区分の有無について検討を行いました。宮崎広域都市計画区域及び日向延岡新産業都市計画区域では、引き続き、区域区分有りとし、その他の区域については、引き続き、区域区分なしとします。その結果、全ての都市計画区域において、現行の区域区分の有り無しを維持することとします。

続きまして、ここからは、右側1列にある第4章「主要な都市計画の決定方針」について、赤の囲み文字で記載している今回新たに方針を追加する施策等について御説明します。別紙のA3用紙と併せて御参照ください。

今回の改定において追加する項目は、全部で3項目となります。スクリーンに示している3項目について御説明します。

1つ目の都市緑地法については、令和6年の改正を受け、都市緑地行政を一層推進するためのまちづくりの方針を追加することとしており、第4章第1節「土地利用に関する項目」、第2節「都市施設に関する項目」、第3節「市街地開発事業の整備に関する項目」、第4節「自然環境の整備又は保全に関する項目」におきまして、①本県における気候変動等の課題解決に向けた、緑地の質・量両面での確保のためのまちづくりの方針の追加や、②都市施設や市街地開発事業の整備等に関する都市計画の決定方針について、策定段階から自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮することを追記しております。

2つ目の流域治水については、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応が課題であることから、河川管理者だけでなく、様々な関係者による総合的・多層的なハード・ソフト対策を行う流域治水において、より実効性を高め、強力で推進するためのまちづくり方針を追加することとし、第4章第2節の「都市施設に関する項目」や、第4章第5節の「防災都市づくりに関する項目」におきまして、①あらゆる関係者が協働し、特定都市河川の指定や、関連する貯留機能の整備・保全に取り組む方針や、②1団地の都市安全確保施設の位置づけや整備方針を追加しております。

3つ目の事前復興まちづくりについては、宮崎県において南海トラフ巨大地震などによる甚大な被害が想定されており、復興への事前準備として、事前に被災後の復興まちづくりを計画する取組を促進するため、第4章第5節の「防災都市づくりに関する項目」や巻末資料におきまして、①多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画の取組を推進することや、②宮崎県が想定すべき災害や地域特性、事前復興まちづくり計画の記載事項等を新たに追加しております。

○事務局 最後に、今後のスケジュールを御説明いたします。

本日は、中段ピンクの赤枠で記載しております都市計画審議会への諮問の段階となります。今後のスケジュールにつきましては、本日の審議会にて最終案の御承認をいただきましたら、速やかに国との本協議に入り、協議が調い次第、5月から6月には都市計画決定を行い、公表する予定であります。

議案第1号から第6号の都市計画区域の整備、開発及び保全に関する方針の変更に関する事務局からの説明は以上となります。

○出口会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、専門委員会から御意見や補足等はございませんか。出席していただいている嶋本委員長、よろしくお願いたします。

○嶋本委員長 専門委員会から少し補足させていただきます。

ただいま事務局から御説明がありましたが、今回の都市計画区域マスタープランの改定に当たりましては、私を含め7名の委員から成る専門委員会において、区域区分の有無や都市計画の決定方針について調査検討を行ってまいりました。

区域区分の有無につきましては、直近の都市計画基礎調査の結果に基づきまして精査いたしました結果、人口の将来予測や土地利用の実態を鑑みまして、現在の方針を維持することとしております。

また、都市計画の決定方針につきましては、気候変動や激甚化する自然災害を見据えまして、事前復興まちづくりの取組促進を最大の柱として追加するとともに、法改正に伴う流域治水の深化のほか、都市緑地の保全についても併せて強化を図ってまいりました。

社会情勢の変化や新たな課題に対応した持続可能なまちづくりの実現のために、広域的・根幹的な都市計画の基本的な方針について見直しまして、取りまとめることができたものと考えております。

以上、当委員会での検討結果を御報告申し上げるとともに、本審議会での適切な御審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○出口会長 ありがとうございます。専門委員会のほうで3回議論を重ね、修正したり、御意見をいただいて、ここに出来上がってきております。ありがとうございました。

それでは、ただいまありました第1号から第6号議案の内容について、御意見や御質問があればいただきたいと思っております。どこからでも結構だと思いますので、よろしくお願い

いたします。

○A委員 スライド 18 枚目の区域区分の有無の判断に関しまして、将来予測に基づき判断した結果ということですが、将来予測は具体的にどのように判断されたのか教えていただけたらと思います。

○事務局 まず、宮崎県内では、宮崎広域と日向延岡の2圏域が線引きを持っている都市計画区域になります。それ以外の都市計画区域に関しても、都市計画基礎調査に基づいて、人口の将来予測や、工業や商業の伸びと伺いますか将来予測をしております。

この中で、例えば宮崎広域でいきますと、人口は今の時代なかなか増加するということはないんですけれども、例えば宮崎広域の市街化区域の中で、将来の市街化区域内の人口予測を出しまして、将来にわたって市街化区域の中に入めることができるのかということを見ております。今のところ、宮崎広域に関しては、人口密度も一定の高い水準を保持しています。日向延岡に関しても一定の人口密度を有している。それと、工業や商業に関しても将来的に伸びが予測されているところで、一定の土地需要が将来にわたってあるということで、市街化区域が外に広がろうとする力がまだあるという予測をしております。線引きは当面維持するという判断をいたしております。

以上です。

○A委員 ありがとうございます。

○出口会長 ほかにいかがでしょうか。

○B委員 説明ありがとうございました。都市計画に関する基本方針とか、区域マスの流れという、前回の質問への回答のところを確認したいのですが、今後、基本方針についても見直しを検討していくということは非常によいことだと思いますが、そもそも論として、基本方針に基づいて区域マスをつくっていくという大前提がある中で、今回もう既に区域マスが先行していますというふうに認めてしまっている。これについて法的なものとかについて特段問題はないでしょうか。

○事務局 今のところ特段問題はないと判断しております。というのが、今の都市計画に関する基本方針というのは平成 29 年にできております。その中身としましては、3つ大きな柱がありまして、「人のまとまりをつくる」というのと、「安心して住めるような人のまとまりをつくる」、防災面ですね。それと、「人のまとまりの核となるところをつないでいきます」というのが基本方針の中でうたわれています。これはまさしく、その当時は言葉としてはなかったと思うんですけれども、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方

が既に今の都市計画の基本方針にうたわれている中で、大きな方針としては、今の区域マス、法令の改正に伴う追記等をしてはいますが、大きな方向性としては間違ったところはないのかなと思っておりまして、今回、区域マスに事前復興とか細かく書かせていただいております。大きな方向性としては、安全なまちをつくる、人のまとまりをつくる、それをコンパクト・プラス・ネットワークでつないでいくというところは変わらないと考えておりますので、委員がおっしゃったように、本来であれば、基本方針を変えて区域マスを変えというのが手順としてはあるんですけども、大きな方向性としては齟齬はないのかなと考えております。

以上です。

OB委員 もう一件別件で、中部圏域での方針について確認したいのですが、このタイミングで確認することではないかもしれませんが、宮崎広域と田野地域とそれぞれ分かれているかと思えます。宮崎広域の中には国富町も入っていますが、行政区域と都市計画の区域が別々になっていたり、多自治体が一緒になっておりますけれども、ここについて何か議論はなかったのですか。将来的に宮崎市と国富町という形にきれいに整理していこうとか、そういう議論はなかったのかというところを確認だけしたいのです。内容について云々ということではなくて、判断についても全く異議はなく、過去の歴史の中でこういうふうになっていると承知はしていますが、合併等から時間がかなりたっている中で、ここだけ田野と分かれているのも不思議だなと一般の人も感じるかと思えますが、そのあたり議論があれば教えてください。

○村岡都市計画課長 ただいまの中部圏域のお話ですけども、まず、田野都市計画区域も一つ独立した形にはなっておりますけれども、市町村合併した後、お話をする中で宮崎市と一体という形で今後も検討を進めたいという意向を受けております。

併せて、国富町につきましては、確かに国富町は独立した市町として動いておられますけれども、御存じのとおり、宮崎市と連結しているというか、一体のまちという形で、こちらも国富町の意見をお伺いしながらではあります、宮崎市と一体となった都市計画区域を希望するという御意見もいただいているところでございます。

また、宅地開発等を行う際にも、宮崎市の都市計画区域の中で全体として人口フレームを算出しておりますけれども、同じ圏域内ということで宮崎市と国富町でやり取りができるということもございまして、今現在では一体の区域として考えているということで進めているところであります。

○B委員 確認だけいいですか。

○出口会長 はい。

○B委員 今の御説明だと、田野については、将来的には独立させないで宮崎市という形で一個になるということになるんですか。意向を受けているという、すみません、ちょっと理解が追いつかなくて。

○村岡都市計画課長 一体の区域として考えているということで。

○B委員 別に名称が消えるとかではないんですね。

○村岡都市計画課長 失礼しました。田野につきましては線引きをしておりますので、区域が離れている関係で、そういう意味での独立している区域として動いているところでございます。

○出口会長 田野町の都市計画につきましては、宮崎市のほうで審議をして決定しているということで、国富町はまた別に国富町の都市計画審議会で議論しているというふうに分かれているという確認でよろしいでしょうか。

○村岡都市計画課長 はい、おっしゃるとおりです。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

○C委員 審議会を何度か重ねる中で、今のタイミングでまた聞くのも恐縮なんですが、確認だけさせていただきたいと思います。前々回も同じような確認をさせていただいていますが、18ページの区域区分の有無というところで確認をさせていただきます。

事前復興まちづくり計画というのは理解をしていますが、日向・延岡地区においては、沿岸部に工場地帯や医師会病院があるということで、内陸部に移転したいという声の前々回の審議会のときと今ではまた増えてきているところです。そういう相談も増えてくる中、延岡市も団地計画をしっかりと進めていかないといけないというような計画も示されているところであります。南海トラフであったり、豪雨災害も多発する中で、リスクと隣り合わせとなっているところでありますが、区域区分の線引き適用というところで、今、地元住民や企業などが求めていることとずれているのではないかと、やっぱりそういう思いになってしまいます。

例えば日向延岡新産業として対象区域となっているものに、延岡でいえば、大武は海岸沿いです。あと、長浜や延岡新港周辺、栗野名も海が近い。そういうところがいまだに新産業区域となっております。日向でいえば細島港周辺となります。そちらの企業の方々は高台移転を求めていらっしゃいます。市場も高台移転を計画されています。そういう中で、

例えば鉄工団地等が全部どこかに移転しようとなったときに、この計画がふさわしいのか。その面積がそのままどこかに移るといったことになったときに、地域計画をというお話もありましたが、今の計画でいった中で、この計画によってそちらの移転計画が進まなくなったり、抑制されたりというようなことになってこないか。被災後のことではなくて、被災する前のことでリスクを伴わないように企業は今考えている中なのに、今のこの計画とやっぱり合っていないのではないかという思いがあるんですが、いま一度将来予測というところを、そういう地域の声にマッチしているかどうかというところをお示しいただきたいと思います。

○**出口会長** 事務局のほう、いかがでしょうか。

○**事務局** 確かに延岡や日向は、重要な港湾があったり、工業地帯が沿岸部に集まっている中で、移転の声がかなり多いということは聞いております。私たちも今年度県北に伺いまして、工業団地の造成等について、市町の直接的な声を聞かせていただきました。

線引きに関しては、都市計画を考える上でやはり基本的なところで、確かに委員がおっしゃるように、担い手とか労働者がいる中で工場をちゃんと守っていかなければいけないというところから、移転したいという声をどうしていくかというところは、非常に重要な問題なのかなと思っております。

ただ、今、工業だけではなくて、中心市街地をどうしていくのかとか、行政機能や学校など都市機能を街の中に集約させようという動きがある中で、工業だけ移転させるのかとか、いろんな議論があるのかなと思っております。線引きを外せば調整区域にそういうものが持っていけるという話もあるかもしれませんが、私たちが考えているのは、市町がどういうところに工業地帯を持っていくのかというところをまず考えていただきたいというのが一つと、やる手法としては、線引きを廃止せずとも、地区計画とか、農政との調整も要りますけれども、移転したいというところがあるのであれば、まず土地を確保して地区計画を打って工業団地をつくるとか、そういうところの手法から考えていく必要があるのかなと考えております。

線引きを外すとすると、今まで水道とか道路とか市街地で整備してきたものが、その分市街化調整区域のほうでもどんどん必要になってくる。やはり無秩序にそれをやってしまうといけないというところがありますので、工業の話に関しては、地区計画を打って計画的に整備をしていくという方向性であれば、調整区域であっても線引きを外さなくても可能であると考えております。

それと、先ほど事前復興まちづくり計画のお話がありましたけれども、県としては、事前復興まちづくり計画の策定を市町に推進していこうという動きをしております。なぜかという、工業が沿岸部にあつて移転したい、じゃあ、どこにするのかというところを今考えておくことで、発災後にスムーズに被災地の復興ができるという考え方が大本にあります。それを考えることで、今、部分的にでも移転させておこうとか、その中でいろんな議論が出てくるのかなと考えておりますので、線引きについては先ほど申し上げたとおりですけれども、地区計画の運用と事前復興まちづくり計画の推進というところで、県としては、そういう地元からの声に対して応えていきたいと考えているところです。

以上です。

〇〇委員 ありがとうございます。いろいろ議論が進んで計画が進んでいく中で、そのときに、こちらの計画の見直し改定とかがまた入ってくる可能性があるということで理解してよろしいでしょうか。

〇事務局 おっしゃるとおり、このマスタープランの改定につきましては、今回だけではなく、今後もまた基礎調査を踏まえて、あと、市町の声聞いてというところで、改定が出てくるのかなと考えているところです。

〇〇委員 あと一つ、先ほど、日向延岡新産業として対象となっている地区について挙げさせていただきましたが、沿岸部の団地等ある中で、企業が移転を求めているところがこの対象になっている。ここを工業地として土地利用を目指すというこの計画という方針が、今そぐわないのではないかと思います。南海トラフとかを見据えて、沿岸部に土地利用を目指しますという、これにすごく私は違和感を感じるんですが、この見直しはしなくていいのでしょうか。

〇事務局 今現在はこういう書き方をさせていただいています。既に工業地帯であるといった事情もあります。先ほど申し上げたような事前復興まちづくり計画の中で、将来発災したときにどうしていくのか。今のうちから移転させようという動きがもう少し、県も含めて市町の中でも熟度が上がってきたときに、この改定のタイミングが出てくるのかなと考えているところです。

〇〇委員 分かりました。

〇出口会長 私のほうで少し補足させていただくと、この区域マスが県のほうでこの審議会等でも認定されますと、市町村も同時にその方針に従っていくということです。ですから、具体的な案、例えば今、委員がおっしゃったような移転計画のための工業団地等の計

画を立てるということになる、日向市あるいは延岡市等でマスタープランの中で議論をしていって改定をして、そのときに県、それから国のほうと調整があると思いますので、そこでより方向の具体性が出てくるのではないかと思います。最初に委員がおっしゃった医師会病院等もということですが、宮崎市の場合も市郡医師会病院が沿岸部から移転したという事実がありますから、できるということだと思います。

○C委員 ありがとうございます。

○出口会長 ほかにいかがでしょうか。

○D委員 2点聞きたいことがあります。

まず1つ目、この議案をつくるに当たって、各自治体にいろいろ話を聞いてつくられていると思いますが、例えば北諸県圏域でいえば、都城に新しく南部ふれあい広場ができていますが、その位置づけがされていません。運動公園やいろいろ書いてある中で、どこまで聞き取りをしっかりと行政としてされたのか。市町村とのやり取りはどういうものがあつたのか教えていただきたいというのが1点。

2点目が、西諸県圏域では高原町が御池を観光拠点として入れています、都城は観光拠点の中に御池を入れていません。整備状況を見ますと、御池の高原側は歩道が整備されてきれいになっていますが、都城側は全然整備されていない。同じ御池であります、そこを県として広域連携や自治体連携を促したり、実際またがっているところも何か所あるかと思いますが、県側から働きかけていく考えはないのか、聞きたいなと思ったところです。

○出口会長 いかがでしょうか。2点御質問だったと思います。

○事務局 1点目ですけれども、このマスタープランをつくるに当たって、関係市町に意見照会という形で素案をつくる前から計4回意見照会をさせていただいて、委員おっしゃるように、公園とか拠点に関しても、こういう形で記載していいですかという意見照会をかけさせていただいているところです。都城でいえば、意見を伺って追加をしているところです。

2点目ですが、高原町と都城市にまたがっている御池に関しても、そういう調整はさせていただいているところでしたが、私たちが見る限り、圏域ごとに記載内容がちょっとずれているところがございます。ただ、この御池に限らず、担当が見て、こちらはこう言っている、こちらはこう言っているということがやはりあるので、またがるところは調整をさせていただきながら進めさせていただいたところです。

以上です。

○D委員 新しいところもあったということは、都城市として新しい公園は該当しなかったというふうに理解したところです。

2点目に関しては、調整をできるところはするというような話で理解しました。各自治体によっても観光であったりいろいろありますが、県としてどういうふうに持っていくのかというのを考えると、せっかく高原町側はきれいに整備して交流人口が増えるようにということでしたのに、都城側は全然整備されていないとなると、県全体としてはマイナスなのかなと考えられますので、ほかの境目、各自治体、圏域ごとの調整も、どういうふうにしていきたいという県の方針をもう少し言ってもいいのかなと感じたところでした。ありがとうございます。

○出口会長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

御意見がないようであれば一括してお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、議案第1号から第6号について一括お諮りをいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○出口会長 では、議案第1号から第6号は原案どおりといたします。審議会のほうから「異存なし」ということで知事へ答申することになります。ありがとうございました。

では、次の議案第7号について、説明を事務局のほうでお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の恩塚です。議案第7号について御説明します。議案書は10ページから14ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

本議案は、宮崎広域都市計画道路の骨格を形成する橘通線ほか、関連する2路線における都市計画の変更について御審議いただくものでございます。画面には、今回変更を行う3路線の全体概要を示しております。画面右側が北方向、佐土原方面、画面左側が南方向、南宮崎方面となります。図面赤線で示す橘通線において、都市計画道路見直しの結果、黄色線で示す区間の削除を行うこととし、橘通線の変更に伴って、青線で示します花ヶ島西通線と緑線で示します下北方通線においても区域の変更を行うこととしております。

今回の変更は、都市計画道路の見直しに伴うものですので、初めに、県内における都市計画道路の見直しに関する概要を説明した後に、各路線の変更内容を御説明します。

都市計画道路は、戦後、人口増加や市街地拡大が続く社会を前提とした追加・変更が行われてきましたが、人口減少や少子高齢化社会といった社会情勢の変化によって、都市計画道路としての必要性や位置づけに変化が生じている路線や、30年以上の長期間にわたっ

て事業が未着手の路線が多く存在しております。

そのような現状を踏まえまして、国は、都市計画制度全般にわたる考え方を示した都市計画運用指針におきまして、目指すべき都市構造が現在の都市計画道路網に対応したものであるか検証を行って、検証の結果によっては都市計画の変更を行うことが望ましいとされております。

これを受け本県では、真ん中に枠で示しておりますとおり、平成 19 年度に都市計画道路の見直し方針の策定に関する技術的な考え方を整理したガイドラインを策定し、その後、県内の各市町において見直しが行われております。宮崎市においては、一番下の枠内にありますとおり、平成 19 年に当初の見直し方針を策定した後に、令和元年に当初方針の再検証を行い、改定を行っております。

今回の都市計画道路の見直し対象路線であります赤線で示す橘通線につきましては、宮崎広域都市計画の骨格を形成する幹線街路として位置づけられており、昭和 21 年に都市計画決定されました。都市計画の決定後、図面に青線で示す本路線の西側に並走する国道 10 号北バイパス、都市計画道路花ヶ島西通線が整備・供用されたことに伴いまして、本路線の一部区間における都市計画道路としての機能がこの道路に移行しております。

そのような現状を踏まえて、今回、都市計画道路を見直し、画面に黄色線でお示しする区間を削除します。今回、橘通線の終点の変更に伴う延長等の変更を行うとともに、橘通線と交差する青線で示す花ヶ島西通線及び緑線で示す下北方通線において、一部区域の変更及び交差点区域の変更を行います。

それでは、今回変更を行う 3 路線につきまして、各路線ごとに都市計画の変更内容を御説明します。

初めに、赤線及び黄色線で示す橘通線について御説明します。

画面には、橘通線全体における都市計画図と削除区間の拡大図を映しております。画面右側が佐土原方面、画面左側が南宮崎方面となります。本路線未整備区間である、終点側延長約 2,540 メートル区間を都市計画道路見直しにより削除することとし、終点を宮崎市大字芳士字中原から同市神宮東 3 丁目へ変更、終点の変更に伴い延長を約 6,770 メートルから約 4,230 メートルに変更します。

次に、青線で示す花ヶ島西通線の都市計画変更内容について御説明します。

画面には、花ヶ島西通線路線全体における都市計画図と一部区間及び交差点区域の変更箇所を拡大図を映しております。画面右側が佐土原方面、左側が宮崎市街地方面となりま

す。今回、橘通線の一部区間の廃止に伴い、本路線と橘通線との交差点部において区域の整理を行った結果、赤着色部を追加、黄色着色部を削除する一部区域の変更を行うものです。また、橘通線の変更とは直接的な関係はないですが、この一部区域の変更と併せて、下北方通線との交差点部において、県で統一された交差点区域の考え方に基づきまして、赤着色部分を追加する交差点区域の変更を行うものです。

最後に、緑線で示す下北方通線の都市計画変更内容について御説明します。

画面には、下北方通線路線の起点側一部の都市計画図と、交差点区域変更箇所の拡大図を映しております。画面上側が生目方面、下側が宮崎港方面になります。橘通線の一部区域の廃止に伴い、本路線との交差点隅切り部においては、都市計画道路の区域に含める必要がなくなったことから、黄色着色部分の削除を行うものです。併せて、花ヶ島西通線での交差点区域の変更と同様に、本路線と花ヶ島西通線との交差点部において、県で統一された交差点区域の考え方に基づき、赤着色部分を追加する交差点区域の変更を行い、それに伴って延長を約6,660メートルから約6,700メートルに変更します。

議案第7号の説明は以上となります。

○**出口会長** ありがとうございます。今の事務局の説明を聞いておりますと、そういうことだったのかという、北バイパスが整備された後、そのままになっていた部分があるのだと思います。都市計画は、将来を見据えたいろいろな計画を立てるのが大きいんですが、こういう都市計画道路としての管理の仕事もあります。どの点でも結構です。なぜこんなのかという意見もあるかと思しますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。どういうふうにここを消去して加えるかという、県のほうの基本方針の説明を前回もいただきましたが、特に御意見がないようでしたら、お諮りをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、議案第7号についてお諮りします。議案第7号は原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**出口会長** ありがとうございます。それでは、議案第7号は原案どおりといたします。

議案第1号から第7号までの審議をいただきまして、ありがとうございました。それから、嶋本専門委員長も長い間御審議をいただき、今日出席していただきありがとうございました。お礼を申し上げます。

では、事務局のほうに進行をお譲りいたします。ありがとうございました。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

最後になりますが、本日の審議会が今年の最後の開催となりますので、事務局を代表して、都市計画課の村岡より皆様にお礼の御挨拶を申し上げます。

○村岡都市計画課長 都市計画課長の村岡でございます。閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げさせていただきます。

出口会長をはじめ、委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会におきましては、これまでに数回御審議いただきましたマスタープランの改定のほか、都市計画道路の一部見直しにつきまして御審議を賜りました。ただいま全ての議案につきまして、原案どおり御承認いただきましたので、今後速やかに手続を進めてまいります。

先ほど司会のほうからもアナウンスがありましたが、今年度の審議会につきましては、これで最後となります。この1年間は、都市計画区域マスタープランの改定を中心に御審議をいただきまして、もしかしたら、委員の皆様におかれましては、やや漠然とした感があつたかもしれませんが、逆に委員の皆様から様々な角度から忌憚のない御意見をいただくことができたのではないかと考えております。

皆様からいただきました貴重な御意見を踏まえまして、今後は、今回改定されたマスタープランを基に、市町としっかり協力しながら、本県の都市計画行政を前に進めてまいります。

また、来年度におきましても、都市計画道路の変更をはじめとする重要案件の審議を予定しております。引き続き、皆様の専門的な知見、また、それぞれの立場から御意見、御鞭撻を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

結びになりますが、御出席の皆様のご健康と御発展を祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして、第160回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後3時00分閉会